

磐梯町農業委員会 10月定例会総会会議録

1. 開催日時

日時 令和5年10月20日（金）午前9時00分

場所 磐梯町役場 大会議室

2. 委員定数

16名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 12番 加藤 健一

会長職務代理者 11番 田中 重博

委 員

1番 佐藤 栄祐 2番 板橋 恵 3番 川井 信之

5番 田中 茂 6番 本多 孝幸 7番 山口 芳徳

8番 鈴木 康正 9番 鈴木 勇一 10番 前田 諭志

農地利用最適化推進委員

1番 卯月 宏次 2番 鈴木 賢昭 3番 加藤 正己

4番 田部 忠一

4. 本日の総会に欠席した委員

委 員 4番 金田 未樹

農地利用最適化推進委員 なし

5. 本会の総会に提案される議案は次のとおり

議案第8号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

議案第9号 農用地利用集積等促進計画案（再転貸）に関する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋口 和博

農地係長 小川 克彦

7. 会議録

議長

本日、農業委員 11 名、農地利用最適化推進委員 4 名の出席により、磐梯町農業委員会総会規約第 7 条に従い本総会が成立されたことを宣言いたします。

議長

日程第 1 会議録署名人を議席順に指名してよいかを諮り異議なし多数により、次の委員を指名した。

議席 1 番 佐藤栄祐 委員

議席 2 番 板橋 恵 委員

議長

日程第 2 諸般の報告について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2 諸般の報告について資料に基づき朗読、経過報告を行った。

議長

日程第 3 議案第 8 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）
事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 3 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（一括方式）、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める、令和 5 年 10 月 20 日提出。

一括方式の申請で 2 件でございます。

1 件目の農地の所在は、大字〇〇字〇〇 135 番 田 面積は 1,091 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農地中間管理機構を介しての一括方式でございます。

利用目的は畑、期間につきましては、令和 5 年 10 月 21 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年 3 ヶ月、10 アール当り賃借料は 3,000 円の設定でございます。

なお、利用権設定を受ける〇〇〇〇氏は、新規就農者の認定を受けまして、耕作者となるものでございます。

次に 2 件目です。農地の所在は、大字〇〇字〇〇 47 番 畑 面積は 1,280 m²、内容は新規、利用権設定をする者は〇〇の〇〇〇〇氏、利用権設定を受ける者は〇〇の〇〇〇〇氏、両者の間に福島県農地中間管理機構を介しての一括方式でございます。

利用目的は畑、期間につきましては、令和 5 年 10 月 21 日から令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年 3 ヶ月、10 アール当り賃借料は 3,000 円の設定でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

3 番 川井 信之 委員

農地中間管理機構を通しての貸借だが、面積当たりの貸借料は農地中間管理機構がこのくらいではないかという金額にしているのか。それとも相対で話して決めているのか。

事務局

貸借料の設定については、相対での利用権設定と同様に相対で所有者と耕作者で決めた金額で機構の方にあげています。それに基づいて、機構側には手数料が発生するということになります。

議長

他に質問ございますか。

5 番 田中 茂 委員

確認になりますが、新規就農は農地の貸借までやらなければいけないのか。

事務局

今回は、親元就農ではなく自立して、新たな営農計画で認定しておりますので、その関係で土地の借り受けをして自分で営農を行うことになります。

議長

他に質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、議案第 8 号 農用地利用集積計画の承認について（一括方式）について承認されました。

議長

日程第 4 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案（再転貸）に関する意見について事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 4 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案（再転貸）に関する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画案について意見を求める、令和 5 年 10 月 20 日提出。

申請は 1 件になりますが、こちらは、所有者農用地で初めての取り扱いの案件となります。なお、この案件につきましては、令和 3 年から協議を進めてまいりまして、色々な手続きを踏んで、ようやく案件について手続きができるようになったということであります。

農地の所在については、大字〇〇字〇〇119番外3筆 田 計4筆面積合計が7, 217 m²、所有者は（亡）ということで入っておりますが、所有者不明農地の取り扱いになります。権利種別は機構法賃貸借、内容が再転貸です。農地中間管理機構がこの所有者不明農地を借り受けして、権利の設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇氏になります。

利用目的が畑、期間につきましては、令和5年11月28日から令和10年12月31日までの5年8ヶ月、10アール当り賃借料は1, 000円の設定でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。

質問等ございませんか。

5番 田中 茂 委員

まず、相続者はいないのかという確認です。あと、令和6年から相続登記していないことに罰則規定が義務化されると思います。他にも同じケースがあると思いますが、これまで農業委員会が承認した場合について何か影響があるのではないかという心配ですがどうでしょうか。

事務局

相続者の関係については、当然、相続権の調査は行っております。生存されている方については何らかの連絡を取っておりまして、相続する方がいないという状況を踏まえて、県で公告をしております。この農地に対して、異議申し立てがないか縦覧期間を設けて、その期間に申し立てがなかったということで、農地中間管理機構で借受けを行うことになります。農地中間管理機構側でも賃借料については、この期間を一括して供託することになりますので、予算措置をすることになりますので時間がかかります。また、縦覧期間が半年かけて行っておりますので、相続者はいないという判断になります。

相続登記の関係については、所有者の責任において行われるものなので、あらためて農業委員会が調査するという事はないかと思います。

議長

他に質問ございますか。

10番 前田 諭志 委員

（亡）に名前が入っていますがどうのことでしょうか。所有者不明というのは、元々所有者がいなかったのか、それとも相続する方がいなくなってしまったのか。

事務局

（亡）で所有者の名前と住所が入っておりますが、登記簿上の所有者、住所になります。本来であれば、相続登記がきちんと行われていないので、その方の親の代、その上の代で相続が止まっている状況で、そこを耕作されている方が亡くなって誰もいなくなってしまうということです。あとは期間がかかりますというお話をしましたが、令和5年4月の農地法等の改正により縦覧期間が2ヶ月に短縮されましたので、処理期間が今回の案件の

ようにかからないようになりました。現在、同じケースの案件を取り扱っておりますが、もっと早くできるのではないかと考えております。

議長

他に質問ございますか。

3 番 川井 信之 委員

今回利用権設定をしたが、その前は誰か耕作をしていたのか。

事務局

この家の方で最後に残っていた方が、〇〇さんにこの農地を貸しておりました。利用権設定の契約が終了するタイミングとなり、契約が終了するが継続してこの農地を耕作していきたいという相談がありましたので、所有者不明農地の手続きで行いました。

議長

他に質問ございますか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なし多数のため、議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画案（再転貸）に関する意見について承認されました。

議長

日程第 5 その他 1. 今後の日程及び参加者について 事務局に説明を求めます。

事務局

1. 今後の日程及び参加者についてですが、・・・・・・・・次回定例会については、11月20日に定例総会を予定しておりますので出席をお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

日程第 5 その他 1. 今後の日程及び参加者については異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

日程第 5 その他 2. 令和 5 年度福島県下農業委員会大会及び視察研修の実施について 事務局に説明を求めます。

事務局

その他の 2 になります。令和 5 年度福島県下農業委員会大会及び視察研修の実施についてですが、例年行われています「福島県下農業委員会大会」が今年は 11 月 9 日（木）に開催されますので、そちらに参加いたします。また、その日程に併せて 4 年ぶりの実施に

なりますが、11月10日（金）に視察研修を行いたいと思います。こちらは伊達市霊山町の「株式会社穂友」で研修を行う予定です。実施要領及び行程表は・・・・・・となりますので内容ご確認下さい。以上、ご参加の方よりしくお願いいたします。

議長

事務局からの説明が終わりましたが、質問・意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長

日程第5 その他 2. 令和5年度福島県下農業委員会大会及び視察研修の実施について は異議がないものと認め、承認することといたします。

議長

その他 事務局からございませんか。

事務局

前委員の方はご存じかと思いますが、令和5年5月に農地法第3条で賃貸借契約をしました会津若松市から磐梯町で農業をやりたいということで〇〇地区の田んぼ5反歩ほど借りて耕作していた若者2名の方ですが、10月に合意解約をしたいということで相談がありました。その後、所有者と耕作者で合意解約を行われました。合意解約については、これまで農業委員会で特別申し上げてはおりませんでした、〇〇地区の農業委員さんや地区の方に色々とお世話になった部分もありましたので、今回ご報告いたします。

議長

その他 事務局からございませんか。

事務局

私からは2点ございます。1点目は全国農業新聞の購読についてです。農業委員の方には購読の方をお願いしたいということで全国農業会議所、福島県農業会議からお願いされております。現職の委員の方で購読されているのはもちろんですが、今回の改選で新しく農業委員になられた委員の皆さんには購読をよりしくお願いいたします。

2点目はタブレットの不具合についてです。今回不具合がありまして大変申し訳ございませんでした。これから確認作業をしたいと思いますので、一旦事務局でお預かりしますのでご了承ください。よりしくお願いいたします。

議長

他に、委員の皆さんから質問・意見ございませんか。

（質疑ありませんので）以上で、本会議を閉会といたします。ありがとうございました。

定例会閉会時間 午前9時42分

本委員会定例総会の内容を記録し、相違ないことを証明するために議長及び議事録署名人はここに署名する。

令和5年10月20日

議長（会長）

署名人

署名人